

令和元年12月23日（月）14：00－16：00

プリムローズ大阪2階 「鳳凰東」

**司会（定補佐）** 定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第2回大阪府環境審議会を開催させていただきます。本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産部エネルギー政策課の定でございます。どうぞよろしく願いいたします。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の南部から挨拶申し上げます。

**南部環境農林水産部長** 環境農林水産部長の南部でございます。後ろから申し訳ございません。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には、年の瀬を迎え、何かとお忙しいところ、ご出席賜り、誠にありがとうございます。また、平素より、環境行政をはじめ、府政の各般にわたり、ご支援とご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。さて、前回の審議会以降、プラスチックごみや気候変動等、環境に関する話題が世間をにぎわす機会が多くございました。中でも6月28日、29日に開催されました「G20大阪サミット」では、環境問題が議論され、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されたところです。大阪の名前を冠する世界的なビジョンですので、プラスチックごみの排出抑制や資源循環の一層の推進等、プラスチックごみゼロ宣言に基づく取組を更に加速してまいりたいと考えております。また、気候変動に関しましては、今月2日からマドリードにおきまして、COP25が開催され、国際的な対応策の必要性が議論されたところです。本府では、知事が本年の9月府議会におきまして、「2050年に二酸化炭素の排出量実質ゼロに向け、地球温暖化対策に取り組み、大阪・関西万博の開催を通じて、SDGs先進都市をめざす大阪を、世界に発信していく」

と表明したところであり、更なる地球温暖化対策について検討していく所存です。本日は、これらの地球規模の環境問題のほか、地域の環境問題として、これまで取り組んでまいりました「大阪府生活環境の保全等に関する条例」につきましても、制定から25年経過をしております。社会経済活動や環境の状況の変化等を踏まえた検証、見直しの必要性等、本条例のあり方についてご意見をいただきたいと考えております。それでは、限られた時間でございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**司会（定補佐）** 次に資料の確認をさせていただきます。お手元に出席確認票、配席表、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例をお配りしております。その他の資料につきましては、事前にお送りしておりますとおりでございます。議事次第の裏面には、資料一覧がございます。資料の不足等がございましたら事務局にお申し出いただければと思います。なお、出席確認票につきましては、学識経験者と府議会議員の委員の皆様のお席のみお配りしております。報酬等の支出手続きが必要な委員の皆様におかれましては、ご出席が確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですが、お名前をご記入いただきまして、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただくようお願い申し上げます。続きまして、今年6月に開催しました環境審議会以降に新しくご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。大阪工業大学准教授の福岡委員にご就任いただいております。臨時委員及び幹事の皆様につきましては、時間の関係上省略させていただきます。全ての委員及び幹事の皆様については、お手元にお配りしております配席票にお名前を記しておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。なお、本日の出席委員でございますが、現在、委員定数43名のうち、31名（最終出席者35名）の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

す。それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。本日は諮問事項が4件ございます。大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。環境農林水産部長 南部より、諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ち願います。

**南部環境農林水産部長** 大阪府環境審議会会長 石井 実 様。大阪府知事 吉村 洋文。「今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について」、「大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について」、「今後の地球温暖化対策のあり方について」、「循環型社会推進計画の策定について」、これらに関し、貴審議会の意見を求めます。

**司会（定補佐）** それでは、これ以降の議事につきましては、石井会長にお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**石井会長** 皆さん、大変お忙しい中、多数お集まりいただきありがとうございます。それでは早速議事を進めさせていただきます。本日は次第のとおり、議題が満載でございます。2時間と限られた時間ですので、円滑な議事運営にご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。本日の議題は、審議事項が4件、報告事項が5件ということで、先に審議事項から扱わせていただきます。一つ目の諮問事項、「大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について」につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

**樋口事業所指導課長** 環境管理室事業所指導課長の樋口でございます。私からは「大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方」の諮問についてご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。まず資料1-2、A3横の資料をご覧くださいと思います。まず、左上の諮問の趣旨をご覧ください。大阪府では昭和46年に制定いたしました「大阪府公害防止条例」により、当時深刻でした工場・事業場による大気汚染や水質汚濁といった公害問題に対処しておりましたが、平成6年に都市・生活型公害等生活環境全般の保全にも対応するため、「大阪府公害防止条例」を全面的に見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する

条例」を制定いたしました。その後、関係法令の改正や制定に対応するため、土壌汚染対策や、化学物質管理に係る規定の追加等、その都度の見直しを行ってまいりましたけれども、大気、水質等当初からの規制項目については大きな見直しは行っていない状況でございます。現条例の制定から 25 年が経過した現在、大阪の環境の状況は大きく改善しておりますが、一方では光化学オキシダントや海域の COD 等、引き続き改善が必要な課題もある状況となっております。資料の左下の大阪の環境の状況をご覧ください。まず左側の大気ですが、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の環境基準達成率はすでに 100%となっておりまして、また近年課題となりました PM2.5 につきましても、平成 30 年度には 90%近い達成率となっております。一方で、一番上の欄ですが、光化学オキシダントにつきましても、全国的な傾向ではありますが、いまだ環境基準は未達成の状況でございます。次に右の水質をご覧ください。河川 BOD、海域の窒素・りんは、おおむね環境基準を達成していますが、海域の COD については、条例制定時から横ばいの状況が続いています。それから、その下の騒音・振動の状況ですが、これについては苦情件数で見てもほぼ横ばいの状況が続いておりまして、引き続き全公害の中でも多くの割合を占めているという状況です。このような環境の状況の変化、また、その他社会経済活動の変化も踏まえまして、今回条例による規制内容が現在の状況に照らして適切であるかの検証を行い、必要があれば見直しを行うということを目的としまして、諮問させていただいたものでございます。現在の条例における主な制度を、資料の右上の表にまとめております。上から大気、悪臭、水質、地盤沈下、土壌汚染、それから一つ飛ばしまして騒音・振動、これらがいわゆる典型 7 公害と呼ばれるものですが、この内の土壌汚染を除く 6 項目については、条例の制定当初から規制しているものでございます。その他の土壌汚染、化学物質、自動車環境につきましても条例制定以後、国における法制化等の動きに合わせまして、本条例でも新たに規定を追加したものでございます。

当初からの項目のうち、大気、水質、騒音・振動の項目を見ていただきますと、主に工場・事業場への規制として届出対象施設について、法令の規定に加えまして、独自に横出しをする等の制度を設けてきました。今回検討をお願いします内容はその下にまとめてございますが、ただいまご説明しました各分野につきまして、環境基準未達成の汚染物質への対応、それから現在の各分野の規制内容を、法令の枠組みやこれまでの施行状況、現在の環境の状況を踏まえて検証し、必要な見直しを行うこと、また、これまでの規制的手法以外にも、事業者の自主的な取組を促進する新たな管理手法等の視点から、今後の条例のあり方について検討いただけたらと考えております。最後になりますが、右下に、現時点で予定しております検討スケジュールの案をお示ししております。全体といたしましては、今から2年間の予定で1年目には主に大気以外の分野について検討、答申をいただきたいと考えております。大気分野につきましては、条例独自の規制内容が多岐にわたっており、検討に時間がかかるため、2年後のこの時期の本審議会でご答申をいただけたらと考えております。なお、本スケジュール案につきましては、国におきましても、関連する法律による規制につきまして検討されている項目もございますので、その進捗状況によっては、適宜見直しを行い、柔軟に対応していくこともあるかと考えてございます。最終的には、本審議会から答申をいただいた後、府におきまして、条例や規則の改正等の手続きを進めていくこととしております。以上で「大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方」の諮問についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

**石井会長** ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。この案件は、極めて専門的であるということもございまして、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定により設置する専門部会で審議していただけたらどうかと思います。水質につき

ましては、既存の水質部会がございますので、この部会を活用するということにさせていただき、それ以外の大気、騒音・振動等の分野につきましては、対応する部会がないので、新たに部会を設置することを考えておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

それでは新たに設置します部会の運営要領につきまして、事務局からご提案をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**樋口事業所指導課長** それでは、資料の1－3A4の縦の資料をご覧いただきたいと思っております。部

会の運営要領案を提案させていただいております。まず、第1の趣旨でございますが、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定により、「大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方」のうち、水質部会が所掌する事項を除くものについて検討するため、生活環境保全条例検討部会を置くこととしております。第2の組織につきましては、審議会条例第6条第3項の規定により、いずれも会長に指名いただくこととなります委員及び専門委員で組織するとしておまして、（1）の①ですが、本審議会の学識経験者の委員の方から4名程度、②でそれ以外の専門分野の方から4名程度としております。また、条例第6条第4項で、部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たることとされておりますことから、

（2）で、部会に部会長を置くこととし、部会長は委員の中から会長に指名いただくこと。

それから（3）で、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理することとしております。次に、第3の会議ですが、（1）で、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となること、（2）で、部会は2分の1以上の出席がなければ会議を開催できないこと、また第4の補則ですが、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるということとしてございます。部会運営要領案のご説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたし

ます。

**石井会長** ご説明ありがとうございました。それでは、資料1－3ですけれども、このような運営要領に基づきまして部会を新設するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは異議なしと認めさせていただきたいと思います。部会長及び所属委員でございますけれども、事務局とも相談いたしまして、会長の私が指名させていただくということにさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは2つ目の諮問事項に移りたいと思います。「大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

**堀川環境保全課長** 環境管理室環境保全課長の堀川と申します。私から「大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について」ご説明をさせていただきます。着座でご説明させていただきます。まず、資料2－1が諮問文の写しとなっておりますが、要点・背景等を次のA3横の資料2－2にまとめておりますので、こちらによりご説明いたします。まず、左上の諮問の趣旨をご覧ください。海岸漂着物の処理と発生抑制のため、国は平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」を公布・施行し、その後「海岸漂着物対策の基本方針」を定めました。府は国の基本方針を踏まえまして、「大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定したところですが、しかし、法施行後10年を経た現在も漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみが海洋環境に深刻な影響を及ぼしている中、さらに近年、海に流出したプラスチックごみや微細なマイクロプラスチックごみが生態系に及ぼす影響に国際的な関心が高まっております。このため、平成30年6月、国は「海岸漂着物処理推進法」を改正し、令和元年5月に基本方針の変更を閣

議決定したところです。さらに、この6月のG20大阪サミットでは、2050年までにプラスチックごみによる追加的な海洋汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。以上のような背景を踏まえまして、新たな国の基本方針と大阪湾の状況等を踏まえた「大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について」諮問をさせていただくものです。次に、その下、検討内容案のところでございますが、国の基本方針の基本的方向として示されております「海岸漂着物等の円滑な処理」、「海岸漂着物等の効果的な発生抑制」、「多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」等の観点から、府の地域計画のあり方についてご検討いただきたいと考えております。なお、ここで海岸漂着物等としておりますこの「等」には海岸に漂着したごみに加え、海洋を浮遊するごみ、海底に沈んだごみを合わせて海岸漂着物等としております。その下、検討のスケジュールといたしましては、本日諮問の後、ご審議いただきまして、来年11月ごろ開催の本審議会においてご答申をいただければと考えております。また、その後、大阪府におきまして、パブリックコメントを経て、来年度末、令和3年3月頃に地域計画の変更を行いたいと考えております。諮問させていただきます事項の説明は以上でございますが、参考に現行の府の地域計画の骨子を示しておりますので資料の右上をご覧ください。まず①「関係者の役割分担と相互協力」としまして、国、府、市町、海岸管理者等の役割につきまして、特に府の役割としては地域計画の策定・変更等に関する協議等と記載をしております。次に②の「重点区域の設定」としまして現計画では、大阪湾の海岸域全てを重点区域として設定しております。次に③「重点区域における海岸漂着物等対策」としまして、回収・処理や発生抑制、普及啓発、環境教育を挙げております。現在の地域計画は概略このような内容となっておりますが、国の新たな基本方針では、漁業者との連携やマイクロプラスチックへの対応等が追加されていることや、昨年来様々な話題になっております大阪湾における漂流ごみ、プラスチックごみの状況



を踏まえまして、「大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画」の見直しについてご検討をお願いしたいと考えております。次に、その下の大阪湾におけるプラスチックごみの実態についてご説明いたします。まず、環境省の調査によりますと、大阪湾の漂流ごみの状況ですが、個数ベースで漂流ごみ全体の約8割がプラスチックごみであり、大阪湾に漂着したごみのペットボトルのほとんどが国内製です。また、関西広域連合の調査によりますと、大阪湾の海底には少なくともレジ袋が約300万枚、ビニル片が約610万枚沈んでいると推計されております。また、平成27年度の環境省の海域におけるマイクロプラスチック調査によりますと、大阪湾が1立米あたり0.75個、瀬戸内海6地点の平均が0.35個、太平洋沖合3地点での平均は15.75個でした。府は本年9月に大阪湾内の堺沖と関空周辺の2ヶ所でマイクロプラスチックの調査を実施しましたが、1立米あたり、北部で4.1個、南部で0.05個という結果でした。また、今月6日にも第2回の調査を行いまして、現在、環境農林水産総合研究所で分析中でございます。以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

**石井会長** ご説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見ご質問等があったらお願いいたします。新たな海洋プラスチックごみが、マイクロプラスチックも含めてですけれども、さまざまな問題が浮上しているということでございます。この件も、特によろしいでしょうか。なければこの案件につきましても、やはり個別に専門部会でご検討いただくという方向にしたいと思っております。内容を見ますと、既存の水質部会で対応できるかと考えておりまして、水質部会を活用したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。それでは、この件は以上にさせていただきまして3つ目の諮問事項に移りたいと思っております。「今後の地球温暖化対策のあり方について」事務局からご説明をお願いい

たします。

**長町エネルギー政策課長** エネルギー政策課長の長町でございます。私から、「今後の地球温暖化対策のあり方について」ご説明をさせていただきます。失礼ですが着座にてご説明させていただきます。資料3-2をご覧ください。こちらでご説明をさせていただきます。まず、資料左側「世界と国における状況と動向」についてご説明します。気候変動による影響につきましては、今年、日本でも台風19号による大きな被害がございましたが、近年、世界各地で豪雨による洪水被害、熱波や干ばつ等、気候変動が一因と考えられる異常気象が発生しており、科学者（IPCC:国連気候変動に関する政府間パネル）の報告書には、深刻な影響を与える可能性があるものとして、8つのリスクが記載されております。次に、温室効果ガスの排出状況につきまして円グラフに示しておりますとおり、日本は世界のエネルギー起源の二酸化炭素排出量の3.5%を占め、5番目に多い国となっております。また、その右側、1人当たりの排出量で見ましても、日本は1人当たり9トンと多い状況でございます。世界の動向としまして、2016年11月に発行されましたパリ協定では、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追求することとしております。そして、その下に記載の2018年10月に公表されましたIPCC「1.5℃特別報告書」によりますと、気温上昇が2℃の場合と1.5℃の場合では生じる影響に顕著な差があること、また、1.5℃の努力目標を実現するためには、2050年前後に世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があるとされております。また、国におきましては、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画を策定するとともに、本年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを今世紀後半のできるだけ早期に実現することをめざすとしております。続きまして、中央の囲みをご覧ください。大阪府の状況としまして、現行の地球温暖化対策実行計画の概要と進捗状況につきましてご説明をさせていた

だきます。本計画は、「地球温暖化対策推進法」及び「気候変動適応法」に基づき、地域特性に応じて継続的、計画的に施策を推進するために策定しているもので、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加えて、人の健康等への影響を軽減する「適応策」につきましても記載しております。計画期間は、2015年度から2020年度までの6年間で、目標としまして、「2020年度までに温室効果ガスを2005年度比で7%削減すること」を掲げ、家庭部門におきましては、エネルギー使用量等の見える化や各種普及啓発。業務部門と産業部門としましては、評価制度等による温暖化防止条例に基づく取組や中小事業者向け省エネ診断の促進等、様々な取組を進めているところです。計画の進捗状況につきましては、直近データであります2016年度の温室効果ガス排出量は、5,642万トンであり、本計画の基準年度であります2005年度と比較すると0.7%増加しております。この増加要因としましては、家庭部門において、前年度より夏に暑く冬に寒かったことによる冷暖房需要が増加したこと等が考えられております。こうした年度ごとの排出量や取組状況等の進捗状況につきましては、環境審議会温暖化対策部会におきまして、点検・評価を行っていただいております。2016年度の結果につきましては、「温室効果ガス排出量について、今後の動向を注視する必要がある。府の施策や事業を効果的に発信して、家庭部門を中心に省エネ・省CO2の取組につなげる必要がある」といったご意見をいただいております。続いて、資料右側の囲み、「今後の地球温暖化対策の検討にあたって」をご覧ください。年平均気温の推移のグラフにお示ししているとおり、大阪府の年平均気温（グラフの波線）は、日本平均（グラフの実線）よりも高く、またヒートアイランド現象の影響もあり、より早いスピードで気温上昇が進んでいるという状況でございます。さらに、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加等、すでに気候変動による影響が顕在化していることが課題となっており、温暖化対策の重要性がますます高まっております。このため、SDGs先進都市をめざす大阪府としましては、経済・

社会の持続可能な発展を図りつつ、府民の生命、財産を将来にわたって守るため、2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざすべき将来像に掲げ、2030年度までを計画期間とした地球温暖化対策について検討していく必要があると考えております。つきましては、2021年度以降の新たな地球温暖化対策実行計画の策定にあたり、今後の地球温暖化対策のあり方について、環境審議会にご審議をお願いするものです。最後に、今後の検討スケジュール案についてご説明いたします。事務局といたしましては、本審議会に設置されております、温暖化対策部会におきましてご審議・ご検討いただき、約1年後の2020年11月ごろの環境審議会でご答申をいただければと考えております。その後、答申を踏まえ、大阪府におきまして、新たな実行計画案を作成し、パブリックコメントを実施した上で、来年度末に改定計画の公表を行いたいと考えております。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**石井会長** ご説明ありがとうございました。大変難しい地球温暖化対策という部分でございます。それではただいまのご説明ですけれども、ご意見ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。松本委員お願いします。

**松本委員** 2050年で二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすという数値目標が決まっているということですが、きわめて難しいかもしれませんが、それに対する2030年度までの数値目標も出してほしいと思います。いきなり2050年に排出量ゼロを達成できるわけではないので、ぜひ計画で数値目標を入れるように頑張っていただきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

**石井会長** ただ今の内容のご意見だと思いますけれども、事務局、回答されますか。

**長町エネルギー政策課長** 計画期間は2021年度から2030年までの10年間ですが、その計画期間におきます目標は、2030年度までに様々な温暖化対策を実施して削減する数値を積み上げて

お示しさせていただきたいと考えております。

**石井会長** ありがとうございます。他はいかがでしょうか。注目度の高い話題でございまして、大阪府も、努力をしていかなければいけないと思います。他はよろしいですね。では、本件につきましても専門部会でご議論いただくという方向でいきたいと思います。何度か出てきました既存の温暖化対策部会があります。この部会を活用するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お認めいただけたということで、ありがとうございました。では、続きまして最後の諮問でございまして。「循環型社会推進計画の策定について」ということで事務局からご説明をお願いいたします。

**柏木資源循環課長** 資源循環課長 柏木でございます。どうぞよろしく願いいたします。私からは「循環型社会推進計画の策定について」説明させていただきます。着座で失礼いたします。資料の4-1及び4-2でご説明させていただきます。まず、資料4-1の裏面には諮問の趣旨を記載しております。後ほど資料4-2で詳しくご説明させていただきますので、ここでは簡単に触れさせていただきます。循環型社会推進計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「都道府県廃棄物処理計画」であり、5年ごとに策定することとなっております。また、「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく「基本方針及び行動指針」も盛り込んでおり、さらに「大阪府環境総合計画」の実行計画としても位置付けております。現行の計画は、平成28年6月に策定し、令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度から7年度までの新たな計画の策定にあたり、環境審議会のご意見を求めるものでございます。次に、現行計画の概要と現状、課題、次期計画について、資料4-2でご説明させていただきます。資料4-2上段の1が現行計画の基本的事項や主な施策等でございます。

現行計画のめざすべき将来像は、真ん中にございますとおり、新環境総合計画で定められた、おおむね 2050 年の循環型社会としております。このめざすべき将来像を見据えつつ、国の基本方針も踏まえて、左側にあります、2020 年度の廃棄物の排出量等の目標や施策等について定めており、主な施策は、右側にあります 3R（リデュース、リユース、リサイクル）や適正処理の推進のほか、災害廃棄物の適正処理の備えであり、府民、事業者、市町村、府の実施主体が連携・協働し、取り組んできました。また、計画の目標達成に向けて、施策の実施状況等を毎年把握して公表し、計画の進行管理を行っているところでございます。続いて、現行計画の目標等や進捗状況についてご説明させていただきます。資料の裏面をご覧ください。左側に、一般廃棄物及び産業廃棄物の目標項目の推移を示しています。まず、一般廃棄物については、目標項目が 4 つございまして、その内、排出量、最終処分量、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量については、減少傾向となっており、このトレンドでは、最終処分量は目標を達成できる可能性があると考えられます。一方、再生利用率、いわゆるリサイクル率につきましては、横ばいから減少傾向となっており、今後の課題となっております。なお全ての項目が平成 30 年度に悪化しておりますのは、大阪府北部地震や台風 21 号等災害の影響ではないかと推測しております。次に、産業廃棄物につきましては、概ね 5 年 1 回の調査により実態把握を行っているため、約 5 年スパンの推移を示しており、排出量及び最終処分量については、過去に比べて低くなっております。また、再生利用率に関しては近年横ばい傾向を示しております。さらに、現行計画では、目標項目以外に、府民、事業者、市町村がそれぞれの取組の成果を実感できる 6 つの指標を定め、毎年の推移を公表しています。続いて、国の動向と府の現状についてご説明させていただきます。資料の表面に戻っていただきまして、中段の左側の 2 をご覧ください。まず、国におきましては、海洋プラスチックごみによる生態系への影響の懸念や、近年の中国をはじめとした外国政府による廃プラステ

ックの輸入規制に伴い、国内におけるプラスチックの資源循環をさらに強化していくため、本年5月に、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、本年6月には大阪で開催された「G20大阪サミット」において、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。さらに、努力義務ではありますが、「都道府県食品ロス削減推進計画」の策定が規定された「食品ロスの削減に関する法律」が本年10月に施行されています。次に府におきましては、大阪府とともに「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を本年1月に実施し、使い捨てプラスチックの削減やさらなる3Rの推進等に取り組んでおります。また、府民、事業者、行政等の各主体が取り組むべきプラスチック対策を検討するため、事業者団体、有識者等で構成する「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を設置し、本年8月から運営しております。さらに上位計画である「大阪府環境総合計画」の次期計画策定については、本年6月に環境審議会に諮問され、現在も検討されているところでございます。続いて、現在の課題についてご説明させていただきます。資料中段右側の3をご覧ください。まず、一般廃棄物については、再生利用率が全国平均と比べて低いため、資源物の分別回収をさらに進めていく必要があります。また事業系のごみ排出量が依然として全国平均より多いため、事業系のごみの削減や紙等の資源物の分別に一層取り組む必要があります。さらに昨年は大阪でも地震や台風による大規模災害が発生しましたが、府内では「災害廃棄物処理計画」を策定しているのは12市とまだ少ないため、いつでも起こる可能性のある災害廃棄物の適正な処理体制を構築していく必要があります。次に、産業廃棄物については、近年排出量が増加傾向であること、また本来、産業廃棄物として排出されるべきプラスチック類が、事業系一般廃棄物として排出される割合が多いため、混入率を下げていくこと。加えて、建設現場から適切に分別されていない混合廃棄物の排出削減を図ることでございます。続いて次期計画の検討内容に

ついでご説明させていただきます。資料下段左側の4をご覧ください。検討項目が5つございまして、1つ目は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」や、現在ご審議いただいている次期環境総合計画の答申を踏まえためざすべき将来像です。2つ目は「廃棄物処理法」に基づき国が定める基本方針を踏まえた目標と府が独自で定めている成果を実感できる指標です。3つ目は、国の「プラスチック資源循環戦略」において、使い捨てプラスチックの25%排出抑制等の目標が定められておりますので、それらを踏まえたプラスチックごみの3Rの目標です。4つ目は、先ほどご説明しました課題を踏まえた新たな施策の基本方針と各主体の行動指針です。5つ目は、市町村別の取組の評価方法等、計画の進行管理です。最後に次期計画の策定スケジュール案について、資料下段右側の5をご覧ください。本府といたしましては環境審議会に部会を設置していただき、5回程度の集中的なご審議のうえで、ご答申をいただきたいと考えております。その後、府で計画案を作成し、パブリックコメントを経て、来年度末に次期計画を策定したいと考えております。以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**石井会長** ご説明どうもありがとうございました。それではただいまのご説明ですけれども、ご意見ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。本案件も専門的な事項が多いので、先ほど柏木課長からご発言があったとおり、専門部会でご検討いただくという方向にしたいと思っております。しかしながら対応する部会がなさそうなので、大阪府環境審議会条例第2条第2項の規定によりまして、新たに部会を設置したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは部会を新設することにいたしますけれども、資料の4-3に運営要領が準備してございます。それでは、事務局からご説明をお願いします。



**柏木資源循環課長** それでは説明させていただきます。資料4-3をご覧ください。第1の趣旨につきましては、審議会条例第6条第2項の規定により循環型社会推進計画の策定について検討するため、循環型社会推進計画部会を置くとしております。第2の組織につきましては、審議会条例第6条第3項の規定により、会長に指名していただきます委員及び専門委員で組織するという事としておりまして、加えて部会長が必要と認める場合は、オブザーバーとして関係者の出席を求めることができるとしてあります。(1)の①におきまして本審議会の学識経験者の委員から4名程度、②においてそれ以外の専門の方から4名程度としております。また、審議会条例第6条第4項で、部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たるとされておりますことから、(2)では、部会に部会長を置き、委員の中から会長に指名いただくこと、(3)で、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理するとしてあります。第3の会議につきましては、(1)で、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となること、(2)で部会は2分の1以上が出席しなければ会議を開催できないとしてあります。第4の補則につきましては、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定めるとしてあります。ご審議よろしくお願いいたします。

**石井会長** ありがとうございます。このような内容の運営要領でございますけれども、この資料の4-3のとおりということで、特にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。部会長及び所属委員につきましては、事務局と相談いたしまして会長の私が指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。最初に円滑な運営をと申し上げましたけれども、本当に円滑に進んでおります。ご協力ありがとうございます。快調に4つの諮問事項が終わりました。続きまして報告事項に移らせて

いただきます。今回は部会ですすでにご審議・ご決議いただいた事項が4件となっております。順番ですけれども、温暖化対策部会長の下田先生が途中で退席されたいということでございますので、先に報告事項3の「おおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況について」から始めたいと思います。では、下田部会長よろしく申し上げます。

**下田委員** 議題前後いたしまして申し訳ございません。それでは「おおさかヒートアイランド対策推進計画」の進捗状況について、資料8を用いて、温暖化対策部会から報告をさせていただきます。当部会では令和元年11月16日に部会を開催いたしまして、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」の進捗状況について審議を行いました。本計画では、資料8の上部に記載しておりますとおり、2つの目標を掲げております。目標1は、「住宅地域における夏の夜間の気温を下げることにより、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす」。目標2は、「屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善する」という2点でございます。当部会の評価といたしましては、右側をご覧ください。審議の結果といたしまして、「地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数は、基準年の2000年から比べて、7日減少しているが、前年度と比べ増加していることから、関連情報を解析しつつ、今後の傾向を注視する必要がある。また、記録的な猛暑に対する、夏の昼間の暑熱環境の改善に向けた取組も引き続き進めることが重要である。」ということを確認させていただきました。続きまして、簡単に各目標の進捗状況についてご説明いたします。まず、目標1、熱帯夜日数の状況についてですが、資料左側の図1のグラフをご覧ください。大阪・豊中・枚方の3地点平均の年間熱帯夜日数の推移について、年ごとの日数を細い線で、5年移動平均したものを太い線で示しております。今年の熱帯夜日数は細い線を見ていただきますと33日でございます、昨年の44日より11日減少しております。図2をご覧くださいと、この計画の進捗管理には先ほ

どの細かい線のような年ごとの大きな変動を除外するために5年移動平均の値を使うということになってございまして、7月から9月の熱帯夜日数は、最新の値が5年平均ということで2017年という値になります。これが2015年から2019年の5年間の熱帯夜日数の平均でございしますが、この値が大阪・豊中・枚方の3地点平均は30日であり、2000年の37日から7日間減少ということですので、昨年と比べると3日増加ということでございます。計画に基づきます2018年度の主な取組の状況については表1にまとめてございまして。次に、資料右側で目標2の進捗状況についてまとめてございまして。表2をご覧ください。夏の昼間の暑熱環境がもたらす人への熱ストレスの影響を軽減するため、2018年度に実施された主な取組を記載しております。特に、2018年は猛暑でございましたので、これを受けて、大阪府猛暑対策検討会議というのが設置されており、実効性のある猛暑対策について検討が行われてございまして。当部会からの報告は以上でございます。

**石井会長** ありがとうございます。それではただいまのご説明ですけれども、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょう。私から興味本位で恐縮ですが、図1のグラフを見ると、5年移動平均ではない方の細かい線の熱帯夜の実日数の変化ですけれども、これは周期的に上がったたり下がったりしているように見えますが、そういうことはあるのでしょうか。

**下田委員** 周期ははっきりしませんが、確かに冷夏と猛暑は、ある程度の間隔で繰り返しているということで、明らかに2014年・2015年が冷夏であり、2018年・2019年あたりは猛暑という状況でしたので、周期的に上がったたり下がったりということはございます。

**石井会長** ただそれが理論的に説明されるということではないのですね。

**下田委員** そうですね。特に理論ということではございません。

**石井会長** わかりました。他に何かございますか。ないようでしたら、下田部会長どうもありが

とうございました。では、報告事項の1に戻させていただきます。「温泉法に基づく温泉掘削等許可及び温泉動力装置許可」につきまして、益田部会長よろしく申し上げます。

**益田委員** 益田でございます。では、報告させていただきます。温泉部会を、令和元年8月29日及び10月9日に開催いたしました。その結果について報告をいたします。それではお手元にお配りしております資料5をご覧くださいと存じます。令和元年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請4件及び温泉動力装置許可申請1件につきまして、審議いたしました。2ページ目にまいりまして、温泉掘削許可申請につきまして、既存温泉への影響等、温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度等について審議いたしました結果、令和元年8月29日付けで許可することに支障なしと決議いたしました。また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点からその温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか判断するために、補正資料の提出を求めて、継続審議とし、令和元年10月9日付けでもう一度審議をいたしまして、許可することに支障なしと決議いたしました。以上でございます。

**石井会長** ありがとうございます。ただいまのご説明ですけれども、ご意見・ご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。以上、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは益田部会長ありがとうございます。では、続きまして報告事項の2でございます。

「大阪 21 世紀の新環境総合計画の点検評価結果（毎年度サイクル）及び次期環境総合計画の策定にあたっての基本的事項に関する検討状況について」です。この部会は、私自身が部会長ですので、ご説明は、部会長代理の近藤委員からお願いしたいと思います。近藤部会長代理、お願いします。

**近藤委員** 部会長代理をしております近藤から説明させていただきます。資料は6と7、2つご

ざいます。まず、現行計画の点検評価については資料6をご覧ください。1に記載のとおり、8月16日に今年度第1回部会を開催いたしまして、4つの議題について審議いたしました。本計画は、毎年度サイクルの点検評価と複数年サイクルの点検評価との2つのサイクルで進行管理を実施しておりまして、本年は毎年度サイクルの点検評価を実施し、特に「健康で安心して暮らせる社会の構築」に関する施策について重点的に点検評価いたしました。点検の結果、施策事業はおおむね順調に進んでいると評価いたしました。

続いて資料7に移らせていただきます。今年度6月の本審議会において、環境総合計画部会で集中的に検討することとなった「次期環境総合計画の策定にあたっての基本的事項に関する検討状況について」は、資料7にまとめていますのでそちらをご覧ください。まず、資料左上の「部会の開催状況等」ですが、第1回部会において、世界及び大阪を取りまく状況についての認識を共有いたしまして、第2回部会において論点を整理し、第3回において部会報告の骨子案について議論をいたしました。今年度中を目処に部会報告を取りまとめ、来年春頃には本審議会にご報告したいと考えております。なお、実際の計画の策定期期につきましては再来年の3月と伺っているところでございます。また、部会委員につきましては、今年6月の本審議会において、経済学等の専門家にも新たにご参画いただいて、トータルで10名以内ぐらいになるよう石井審議会長が指名することになっておりました。資料右上に現在の部会委員を記載しております。関西学院大学の阪委員、関西経済連合会の中島委員、大阪学院大学の三輪委員に新たにご参加いただき、トータル10名で検討しております。次に具体的な検討状況についてご報告いたします。資料左側にごございますとおり、検討にあたり、世界及び大阪を取りまく状況についての共通の認識を持つことが必要であろうということで、環境・社会・経済の状況は相互に密接に関連していること、世界の相互依存・相互影響は高まっていることの2点を共有いたしました。具体的には「環境・社会・経済は相互に密

接に関連」という資料左側の薄い塗りつぶし部分をご覧ください。まず環境の状況としては、世界的には気候変動影響、農地開拓に伴う森林伐採、これらや水の過剰利用に伴う水不足、化学物質やプラスチックごみ等による海洋汚染、気候変動や森林伐採による生物多様性の低下等、地球規模の環境問題は深刻化しています。大阪でも使い捨て製品や食品ロスに代表される資源・エネルギーの多量消費や都市ならではのヒートアイランド現象等、環境問題は依然として残存している状況でございます。次に社会・経済の状況としては、世界的には人口増加、新興国の経済成長、これに伴うインフラ整備が増加しています。また貧困、不平等の増加、自然災害による住居の喪失・経済の停滞、紛争等の問題も深刻でございます。これらの問題は個々に独立しているのではなく資料左中央の上下の太い矢印の右側の点線囲みに例を示しているとおおり、例えば、大阪をはじめ先進国が資源・エネルギーの多量消費を続けている中で、世界全体でも人口の増加やインフラ整備の増加により、ますます資源・エネルギー消費の増加を生じさせ、これらが気候変動を助長することに繋がり、ひいては、自然災害を増加させ、被害を甚大化させ、住居の喪失、経済の停滞を引き起こしています。また、国連は、我が国を含むG7の1人当たりの資源消費量が世界平均の2倍以上であり、生活水準を支える資源分配が途上国との間で極めて不均衡であることも指摘しています。この資源の消費増加や不均衡は食料・水・鉱物等資源をめぐる紛争を誘発又は激化させると懸念されているところでございます。このように環境・社会・経済は相互に密接に関連していることを共有いたしました。また資料中央のコメ印を見てください。気候変動の原因とされる温室効果ガス排出量は、国・地域によって大きな差がありますが、気候変動による水不足や自然災害は、その排出量がわずかな国・地域においても生じています。一般的に途上国には社会的弱者が多く、自然災害に脆弱であることから、資源・エネルギーを多量に消費する先進国等が引き起こした人為的な気候変動によって、質素な生活を営んでいる社会的弱者がますます

ます厳しい状況に追い込まれ、場合によっては集団移住せざるを得ないという不公正・不公平が生じているところでございます。一方大阪においては人口減少や社会保障費の増加と、老朽化したインフラの更新による財政運営への圧迫等、社会的・経済的課題を抱えており、その中で今後の環境施策の方向性を考えていく必要があるとの認識も共有いたしました。続いて持続可能な社会に向けての取組についても、最新の状況を共有いたしました。その1つは2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でございます。「環境保護」「社会的包摂」「経済成長」の3つの要素を調和させることの重要性をうたい、具体的な目標として17のゴール、いわゆるSDGsが設定されています。加えて資料左側の下側にまいりまして世界の相互依存・相互影響は高まっていること、特に大阪を含め、我が国は資源の輸入依存度が高いため資源の供給源の社会的安定が必要不可欠です。また大阪はその経済規模と万博開催地であることから世界への影響力が小さくないという認識を共有いたしました。これらの背景を共有した上で資料の右側に移りまして「施策の基本的な方向性」についてご説明いたします。環境だけに着目した施策ではなく、環境施策を通じて社会・経済にも視野を広げた、環境・社会・経済の統合的向上を資する施策を展開すること、府域だけではなく、世界全体の健全な環境と安定した社会が必要不可欠であることを踏まえ、長期的かつ世界的な視野を持つこと、労働人口減少や財政制約を踏まえ、これまで以上にシステムの効率化・合理化を推進することの3つの方向性が必要ではないかと議論しているところでございます。具体的には統合的向上について、環境に関しては、「将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるようにする」として、例えば環境基準の達成等を目標としてこれまでの施策を継承する、地球環境問題の深刻化を受けてこれまで以上に取り組む、情報通信技術等を活用して効率化・合理化を推進するといったことが考えられるのではないかと議論しているところでございます。次に社会に関しては、「公正で公平、あらゆる

人が活躍できる社会」があるべき姿であろうということで、先ほど社会経済の状況のところで申し上げました、自らに非がないにもかかわらず、水不足・収穫不足・自然災害等を被っている不公正・不公平に対処する環境施策からのアプローチとしては、食料や水の供給、気候の安定等自然からの恵みを入手する機会が平等であるようにすることではないかと議論しています。具体的には、入札や調達制度・消費活動・事業活動を通じて、環境負荷の程度に応じて負担を負うようにする、社会全体を良くする取組が報われるようにするといったことが考えられるのではないかとしております。また、社会的弱者ほど環境リスクに脆弱であることから、あらゆる人々が活躍できるようにするために、環境リスクに対して予防的な措置を講じるとともに、適応することが必要ではないかと議論しております。具体的には啓発やリスク評価のための基礎データの提供等が考えられるのではないかとしております。最後に経済に関しては「持続的でバランスの良い経済成長」があるべき姿であろうということで、そのための環境施策からのアプローチとしては、経済活動あたりの環境負荷を低減させることであろうと議論しています。具体的には、製品設計や製法の段階で環境負荷を低減させることや、環境技術の振興、先端技術の活用、グリーン調達の促進等が考えられるのではないかとしております。また世界との相互影響・相互依存の高まり、大阪の世界への影響力が小さくないということから、これらの施策については、世界的視野を持って世界へ良い影響を及ぼすような取引を促進する、具体的には府域の消費・調達・サプライチェーンマネジメント等を通じて世界に良い影響を及ぼす施策を展開していくことが必要ではないかと議論しているところでございます。その他といたしましては、パートナーシップの重要性、計画期間、個別分野の計画・制度との関係性、中間見直しのについても議論しているところでございます。以上でございます。

**石井会長** ご説明ありがとうございました。現計画の点検評価の結果及び次期環境総合計画の基



本的事項に関する状況ということでご説明いただきました。それではただいまのご説明ですが、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょう。益田委員お願いします。

**益田委員** 「世界及び大阪を取りまく状況」について、共通の認識を持ったっていうことですが、なぜあえて国内の他の地域との比較を行っていないのですか。

**石井会長** これは事務局に回答をお願いします。

**下村環境農林水産部副理事** 環境農林水産部副理事の下村です。今回、万博開催決定ということもあり、SDGsの達成にどのように貢献していくのかということが重要なポイントと考えておりまして、SDGsの文脈で世界から見ると、日本の状況は国内どこでもそれほど大きな差はありません。世界的視点から見ると、貧困やジェンダーの関係でも相当日本との差が大きいです。国内での差というのはそれほど大きくないと言われておりますので、日本の中の大阪の状況・特徴というよりも、世界の中の大阪の状況・特徴を踏まえて、SDGs達成に貢献していくという視点を中心に検討しているということでございます。

**益田委員** しかし、実際には、例えば発展途上国と比較して、大阪の環境を考えることは現実味があまりないように感じます。日本の国内では差がないとおっしゃるけれども、全体的に確かに、例えば水質等に関してはさほど差がないかもしれないけれども、例えば災害に対する脆弱性とか、特に大阪の場合は府域のかなりの部分が都市域を占めていて、郊外とか非常に山林の多い地域とはやはり違う特殊な環境であると思います。やはりできれば大阪はすごく面積が小さいので、環境施策を考える場合にも、もしかしたら考えやすい部分があるのではないかと思うのですが。国内のどこと比較しても大した差がないというのではなく、私は日本全体が環境に関して、かなり世界的に見てもトップクラスの進んだ施策を行っている国であり、できたらやはり国内で、大阪がリードしていけるような施策を考えて欲しいと個人的に思います。

**石井会長** 審議中ということでありまして、ご意見を賜るということによろしいでしょうかね。

他のご意見等あったら、お願いします。広野委員、どうぞ。

**広野委員** すいません。今の資料7の説明を聞いて思ったのですが、ここに至るまでの各部会の状況の説明を聞いていく中で、最後のまとめにもあるように、この環境問題というのは、社会・経済問題とは切っても切れない話だと思います。例えば、地球温暖化やヒートアイランド現象等もそうですが、今のまち・都市作りの構造を考えたときに、ガラス張りのビルが今主流になってきていまして、それによる反射熱の問題というのは周辺住民にとってそれから周辺におられる方にとって非常に大きな問題です。しかし、デザイン性や機能性を考慮するとそのようなビルを造っていかなければいけない。そこに単なる森林を埋めること、樹木を植えることで、果たしてヒートアイランドを解消できるのかというところの議論も、もう少ししていただけたらなと思います。特に、大阪うめきたという新たにまち作りを行っていく中で、公園の緑化も含めて展開していくということになっていますので、例えばビル造りに対しても提言ができるよう、そのようなどころまで少し掘り下げていただけないかなと思います。同じように、今度は3Rについても、単純にリデュース・リユース・リサイクルというのは簡単だとは思いますが、現状のリサイクル事業がどの程度の収益性を持って運営されているのかということ、一度冷静に分析しなければならないと思います。発泡スチロールについては、生産量が減ってきているため、おそらくなくなる方向に向かうと思いますが、発泡スチロールはリサイクルがほとんどされていない代物で、現状、リサイクルされているのは、PETと樹脂くらいです。リサイクルが広まらない理由は、商売にならないということです。つまり、生産性から原価を考えると、リサイクルは利益が出ないからリサイクルが広がらないということであり、建前のリデュース・リユース・リサイクルではなく、それをどのようにして軌道に乗せるのかということも審議していただけないかなと思います。それ

から、それを切り替えるにあたっては、それに携わっている経済界・もの作りの方も当然おられるので、やはりそのことも考えた議論をもう少し深めていただきたいと思っております。

**石井会長** これもご意見でございますけれども事務局の方で何かありますでしょうか。

**長町エネルギー政策課長** エネルギー政策課長の長町です。おっしゃっていただいた1つですが、建物の省エネという部分につきましても、温暖化部会の中で、ヒートアイランド対策あるいは温室効果ガスの削減という点から、当然検討の範疇に含めて進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

**石井会長** 部会長からコメントですが、今度の環境総合計画では、先ほどからご報告いただいているように、それぞれの領域で、数値目標、国が新たに設置した目標などもあり、領域ごとには今後の方針がかなり粛々と進んでいます。温暖化対策やヒートアイランド対策の部分についてもそうです。そのため、今度つくる計画は、個別具体的に数値に踏み込んでいくというよりも、もう少し上の考え方のところを書き込んでいったらどうかという方向で議論しています。そういったことから、世界と大阪の状況、それからSDGsという概念を導入するという形になっていて、あまり細かいことは入ってこないと思います。この3Rをどうするか等、各領域が個別に進めていくことができる形の新しい計画を立てる方向です。少し抽象的で恐縮ですが、そういうことをイメージしながら進めているところです。ご意見をたくさんいただければと思います。花田委員、お願いします。

**花田委員** ご報告ありがとうございました。お聞きしていて、「環境・社会・経済の統合的向上」というところなのですが、将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるようにということで、いくつかのことを考えていただいています。それから国際的な面も持ちますということもおっしゃってくださいました。資料7の左のところにSDGsが書かれていますが、

これは環境施策と SDGs を結び付けるというだけではなく、むしろ SDGs というものを共通の言語と考えると、環境部局にとどまらず、他の部局にも働きかけて、一緒に施策を進めていかないとなかなか総合計画というのが実効あるものにならないのではないかなと思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。例えば、ヒートアイランドのところで交通のことが書かれていました。もちろん個々の主体が取り組むことも大切ですが、都市計画の中でそれに取組むと考えたときに、他部局の協力というのは絶対必要ですし、多分他部局でも SDGs ということを意識されているのではないかなと思うので、一緒に進めていく良い機会だと思いますので、ぜひその視点をお願いしたいというのが1点でございます。それから2点目は、グリーン調達について書かれています。資料7の右の「環境・社会・経済の統合的向上」の「持続的でバランスの良い経済成長」というところにもグリーン調達について書かれていますが、その上の入札や調達の制度趣旨を通じてというこれも実はグリーン調達でございます。大阪府の持っていらっしゃる力というのはものすごく強いので、むしろ市場を動かすというぐらいの気持ちで、積極的にグリーン調達に取り組んでいただくと大阪の経済が少し動くかなと思いますので、お願いします。例えば、イベントの後援等をされるとき、「使い捨て容器はなるべく使わないようにする」というようなことを後援の条件にするとリデュース・リユースが進むと思います。そういう形で大阪府の関わるイベントも環境負荷の小さいものにしていくということが大阪府の力でできると思いますので、そういうことも総合計画の中に盛り込んでいただけるといいなと思います。最後に1点ですが、2025年に万博が大阪で開かれます。これは大阪の取組みを世界に発信するとても良い機会だと思いますので、今、医療やIR等に少し目がいっているのですが、ぜひ大阪府の中には非常にものづくりに長けたところもありますし、そういう形で先進的な技術や取組み等を発信できる機会として、万博を利用していただきたいです。これは総合計画にどう盛り込むか私はわかりま

せんけれども、ぜひ良い機会ですのでお願いしたいと思います。以上3点です。質問ではないです。

**石井会長** どうもご意見ありがとうございます。SDGsにつきましては、このA3の資料にもあるように、中心的な課題として捉えていきたいと思っております。他はいかがでしょうか。増田委員、お願いします。

**増田委員** 先ほど会長代理がおっしゃったこととよく似た言葉になるかもしれませんが、環境を考えていくときに、都市というのは消費拠点で、供給拠点は自然地域です。これが一体化して初めて、需給バランスがとれます。そのように流域管理の考え方等考えていくと、極端なことを言うと、都市部だけで解決できず、その背景にある供給拠点と消費拠点とのバランス・需給バランスという考え方が重要になってきます。もともと関西では、琵琶湖流域みたいな形で一つの流域管理的な概念を持っていました。最近それがかなり弱くなっていますので、そのような面から言うと、生物多様性にしろ、大阪府域で完結しない自然の構造、あるいは地勢学的な流域を持っているわけです。そのように考えると、周辺府県あるいは琵琶湖の流域圏では、そのような考え方の中で、関西域の中での大阪の位置づけについて、そのようなことをぜひ視野に入れて、環境計画を立案していただければと思っております。

**石井会長** ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大変参考になった部分が私自身もありますし、このような形で進めさせていただき、今年度末の多分3月になると思えますけれども、部会報告案についてまたご議論いただければと思っております。他はよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、続きまして報告事項の4でございます。「基金活用事業等の審査結果等について」増田部会長からお願いします。

**増田委員** それでは、資料9に基づきまして、環境・みどり活動促進部会、基金活用事業等の審査結果報告をさせていただきたいと思っております。当部会で審議・審査した結果が、本部会の決

議を大阪府環境審議会の決議としているということをまず事前にご理解ください。最初に1番目に「開催状況」を記載しております。本年度3回開催しておりますが、1回目はすでに6月に開催されました本審議会に報告しておりますので、それ以降の第2回目、第3回目の部会についてご報告させていただきます。報告内容は2番から6番までの内容です。よろしくお願ひします。まず2の「おおさか環境賞の選考結果について」ご報告させていただきます。この事業は自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全または創造に資する活動に取り組んでいる団体等の活動を表彰する制度でございます。第2回部会におきましては、推薦のございました6件について審議した結果、記載のように大賞に、ダイハツ工業株式会社、準大賞に、花とみどりいっばいに会、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク、奨励賞に、東大阪22会、さかい環境学習クラブ、独立行政法人都市再生機構西日本支社の6団体の取組を選考いたしました。また大賞のダイハツ工業株式会社は協働者13団体が取り組んだ活動をされておりまして、協働賞とすることがふさわしいと認めました。次に、裏面に移っていただきまして、「3. 豊かな大阪湾環境改善モデル事業の審査について」ご報告いたします。この事業は環境保全基金を活用し、大阪湾の湾奥部において水質改善や生物生息の場の創出を目的といたしました環境改善モデル設備を試験的に設置する民間事業者やNPO等の取組に対しまして、必要な経費の一部を補助するものでございます。第2回部会におきまして、応募のございました広和株式会社の「アルガーベイ ARW-C による藻場造成、生物生息空間の創出及び環境改善効果実証実験」及び海洋建設株式会社の「貝殻ブロック及び貝殻基質ユニットを用いた生物生息空間の創出事業」について審査をいたしました結果、補助が適当と認めました。次に3ページ目についていただきまして、4番目、「大阪府クールスポットモデル拠点推進事業の審査について」ご報告をさせていただきます。この事業は環境保全基金を活用し、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するための先進的なクールスポッ

トをモデル的に整備する民間事業者の取組に対しまして、必要な経費の一部を補助するものでございます。第3回部会におきまして、応募のございました6件について審査いたしました結果、堺市北区の「みくにん広場クールスポット整備事業」等をはじめ、表に記載の5件に関しまして、補助が適当と認めました。次に裏面の4ページ目を見ていただきますと、5番目の報告でございます「環境保全基金の活用事業について」第3回部会におきまして、令和2年度の環境保全基金の活用事業について審議を行い、「環境活動を担う人材の育成」、「協働による環境活動の推進」、「暮らしやすく快適な都市環境の創造」の各分野における事業について支障なしと判断いたしました。最後の6番目「みどりの基金の活用事業について」でございます。第3回部会におきまして令和2年度のみどりの基金の活用事業について審議を行い、民間主体の都市緑化の推進を図るため、地域住民等の緑化活動への支援を中心とした事業について、支障なしと判断いたしました。環境・みどり活動促進部会での審査及び審議事項の結果報告につきましては、以上でございます。

**石井会長** どうもご報告ありがとうございます。それでは、ご意見ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。増田部会長、どうもありがとうございました。以上が3の報告事項でして、4番目にその他として、もう一つ、事務局からのご報告がございます。「大阪府市エネルギー政策審議会について」ご説明をお願いします。

**長町エネルギー政策課長** エネルギー政策課長の長町でございます。私から、「大阪府市エネルギー政策審議会」につきましてご報告させていただきます。着座にてご説明させていただきます。お手元資料10をご覧ください。まず資料上段の「概要」でございますが、大阪府では、大阪市とともに、新たなエネルギー社会の構築をめざして、2014年3月に「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を共同で策定いたしました。本プランは、再生可能エネルギーの普及拡大を中心に、地域特性に応じたエネルギーの効率的な使用等、エネルギーの地産

地消の推進を目的として、2020年度までの具体的な目標や取組の方向性を示したものでございます。本プランは、来年度末をもって計画期間が終了しますことから、2021年度以降も府市共同で再生可能エネルギーの普及拡大等を推進するため、この間の社会情勢の変化を踏まえ、今後のエネルギー政策の新たな対策等につきまして、有識者の意見を聴取するため、府市共同の附属機関として新たに設置することといたしました。資料の下段、「設置根拠・スケジュール」の欄をご覧ください。本審議会の設置には、大阪府議会及び大阪市会において議決が必要とされておりまして、今般、大阪市会におきましては、今月12日に、府議会におきましては、20日に議決をいただいたところでございます。今後、委員選任等を行い、来月下旬に第1回の審議会を開催し、来年令和2年以内に答申を取りまとめていただく予定でございます。本審議会における審議内容である、エネルギー分野の具体的な施策の方向性につきましては、温暖化対策の低炭素・省エネルギー社会の構築という分野と関連する部分も多いことから、検討状況につきましては、今後も適宜、環境審議会にご報告させていただきたいと考えております。説明は以上です。

**石井会長** ありがとうございます。「大阪府市エネルギー政策審議会」を設置したということで大阪市議会、それから大阪府議会ともに了解が得られているというご説明でございました。ご意見ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。本当に円滑な運営にご協力いただき、感謝申し上げます。次第にある議事は全て終わりましたが、委員の皆さんからこれ以外に何かございましたら、あるいは全体を通して何かございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、本日予定されておりました議事については全て終了いたしました。長時間にわたり議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。



**司会（定補佐）** ありがとうございます。本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前をご記入いただきました出席確認表については、お席の上に置いたまま、お帰りいただきますようお願いいたします。これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。